

# 淀川水系流域委員会 第1回利水部会

## 議事録 (確定版)

この議事録は発言者全員に確認の手続きを行った上で確定版としていますが、以下の方につきましてはご本人未確認の文章となっております(詳しくは最終頁をご覧ください)。

池淵委員

日 時：平成15年3月8日(土)13:30~15:30

場 所：京都市リサーチパーク 地下1階バズホール

庶務(三菱総合研究所 柴崎)

定刻となりましたので、これより淀川水系流域委員会第1回利水部会を開催いたします。

司会進行は、庶務を担当する三菱総合研究所の方で務めさせていただきます。私、関西研究センターの柴崎です。よろしくお願いいたします。

本日は利水部会の第1回目です。開催にあたって委員の方々のご紹介をさせていただきます。まず、部会長は池淵委員です。部会長代理は後ほど部会長よりご指名頂きます。

それでは、委員の紹介に移ります。正面スクリーンに向かって左側より今本委員、荻野委員、川上委員、寺川委員、仁連委員、寺田委員。前に行きまして榎村委員、榎屋委員、村上委員。こちらからが、他の部会からご参加頂いております本多委員、芦田委員長です。よろしくお願いいたします。

それでは、審議に入る前に幾つか確認とお願いをさせていただきます。

まず、配付資料を確認させていただきます。本日は3つの部会が連続で開催されております。この資料は先ほど開催されました治水部会、後ほど開催されます環境・利用部会と共通資料となっております。治水部会にも参加されていた方は、その際にお渡しした資料をご使用下さい。また、この後の部会に参加される方はお手元の資料を続けてご使用下さいますよう、よろしくお願いいたします。

それではまず、白い紙の「発言にあたってのお願い」と議事次第、それから資料1は第18回委員会についてで、資料2が「テーマ別部会について」です。

資料3-1、3-2-1、3-2-2は先日の委員会で配付した資料になっておりまして、委員の方々にはお手元の黄緑色のファイルの方にとじております。一般の方々にはお配りしております。資料3-1が「淀川水系河川整備計画原案の構成(案)」、資料3-2-1は「淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料(第1稿)質問の回答」で、資料3-2-2がそのパワーポイント資料です。資料3-2-3は「説明資料(第1稿)委員からの質問と回答」で、河川管理者からの提供資料になっております。資料3-3は「説明資料(第1稿)検討にあたっての論点(案)」について」ということで、A3の資料になっております。

資料4は「2月~6月の委員会、部会、運営会議の日程について」で、参考資料1は「委員および一般からのご意見」となっております。最後に資料2補足が入っておりますが、これは環境・利用部会のみ資料となっておりますので、後の部会に出られる方はこれをご使用下さい。委員席には、参考として1月17日に確定した提言を置いております。また、過去の議事録については両側の後ろの席に置いております。

次に、前回委員会以降に一般の方々から流域委員会に寄せられたご意見についてご報告いたします。時間の関係で全て詳細にはご紹介できませんが、後ほどの審議の参考としてご覧頂ければと思います。参考資料1をご覧下さい。こちらの参考資料1では、2月21日から3月5日の間に一般の方より5件の意見が寄せられております。この中で350番と353番につきましては近畿地方整備局にあてられた要望書や質問書ですが、こういうものを地方整備局の方に出しましたということで、流域委員会の方にもお知らせがあったということで載せております。その他には流域委員会へ、提言についてのご意見等が寄せられております。

本日は一般傍聴の方々にもご発言の時間を設けさせて頂く予定です。その際には先ほどの「発言にあたってのお願い」をご一読頂ければと思います。なお、委員の方々の審議中は一般傍聴の方々の発言はご遠慮頂きたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

なお、会議終了後、議事録を作成しますので委員の方々、河川管理者の方々におかれましても、ご発言の際にはマイクを通してお名前を発言された上でご発言下さいますようお願いいたします。また、携帯電話をお持ちの方は、審議の妨げとなりますので電源をお切り頂きますようご協力をお願いいたします。

本日は3時半に終了させて頂きたいと存じます。ご協力のほどをお願いいたします。それと、遅れましたが倉田委員が到着されましたので、他の部会から参加されている委員として最後にご紹介させて頂きます。倉田委員です。

それでは池淵部会長、よろしくお願いいたします。

#### 池淵部会長

前回の委員会で互選により利水部会の部会長を仰せつかりました池淵と申します。

利水におきましては、水需給が一定の枠内でバランスされるように水需要を管理抑制する水需要管理へという理念転換を掲げて、計画のあり方、整備内容等について流域委員会でいろいろ議論して参りました。河川管理者の説明資料とあわせて、この利水部会としてすり合わせなり、追加、或いは修正を非常にハードなスケジュールになろうかと思いますが、詰めて頂ければと思っております。今日の部会は第1回ということですが、2時間という定められた時間内で、できるだけ意見交換なりご指摘等を頂ければと思っておりますので、よろしくご協力のほど、お願いしたいと思っております。

それでは、規約によりますと部会長が部会長代理を指名することができるとなっておりますが、そのような形で部会長代理を指名させて頂いてよろしいでしょうか。

私の方から榎村委員に部会長代理をお願いしたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。とりわけ、テーマにあります水需要や利用の面でいろいろご発言等も頂いておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

それでは早速、本日の審議事項にのっとなって進めさせて頂きたいと思っております。最初に利水部会での検討事項及びスケジュールの確認ということで、庶務の方から説明をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

庶務(三菱総合研究所 新田)

[省略: 資料1、資料2の説明]

#### 池淵部会長

庶務から部会での検討事項及びスケジュールの確認ということで、既に決定した確認事項等も含めて説明をして頂いた次第ですが、この件につきまして何かご指摘なりご質問等がありましたら、お聞かせ頂く時間をとりたいと思っておりますが、何かありますでしょうか。

タイトなスケジュールで進めるということになろうかと思っております。4月21日の委員会ま

でに利水部会の議論をどのような内容にまで高めることができるのか。4月にも何回か部会を開催させて頂くことについても後ほどお話ししたいと思います。一応そのような形で進めさせて頂くということでご了解頂いて、先に進めさせて頂いてよろしいでしょうか。

前は河川管理者から資料説明を中心にお話し頂いたところです。今日は利水に関連した内容を抽出しながら説明頂き、これを共有し、不明な点をできるだけ明らかにしていくというような趣旨で説明を頂きたいと思っております。最初に河川管理者の方から、委員からの質問に対する回答等もあわせて、ご説明をお願いしたいと思います。

河川管理者(近畿地方整備局 河川計画課長補佐 佐中)

利水に関する質問と全体に関する質問と両方につきまして説明させて頂きたいと思っております。

第18回委員会資料の資料2-3-1に質問と回答を整理しています。1ページをおあけ願いたいのですが、質問-3に「検討という言葉の意味合いについて」というご質問があります。検討と書いてあるけども個々の事例ごとに記載されるべきだろうかというご質問です。それから、質問9というのは3ページになります。こちらの方では、実施だとか検討、見直しと書いていますけども個々に違うということです。

回答としましては、質問3「検討内容、検討の仕方については、今後、説明します」と回答しています。質問9も答えは一緒です。今日はこれから利水に関わる部分について個々の内容を説明していきたいと思っておりますが、同じ検討といいますが濃淡があるといいますが、レベルの違うものがあるということをご理解頂きたいと思っております。

質問41です。資料の11ページです。ここでは「淀川水系における水資源開発基本計画」の中に、「見直しを至急行うものとする」ということが書いてあります。それを踏まえて、私どもが書きました検討、吟味等というのを迅速に行う必要があるのではないかとご質問です。私どもの回答としましては、まず水資源開発基本計画につきましては見直し中と聞いているということと、これと並行しまして水需要については各利水者に確認してまいりますという答えをしたものです。

それから意見-41と43。意見-41は、水需要量を確認すると書いているのですが、もう少し具体的に生活用・産業用、あわせて非消費的利用といった内容についても修正をということ。それから、同じページですけども、意見-43は、精査確認の中に生活用水・産業用水・公共用水等というものをきちんと書くべきだというご意見です。答えとしましては「水需要については、その根拠も含め利水者に確認して参ります」ということです。具体的にどういうことをやっているかということをご説明申し上げたいと思っております。

私どもが今、確認している内容というのは、上水道、それから工業用水道についてです。その内訳としましては例えば上水道の場合、家庭で使う部分、或いは都市活動で使う部分、工業用に使っている部分といったところになるかと思っております。一方、工業用という意味では工業用水道という別の供給体がありまして、そちらで供給しているものです。そういったものを対象に考えているということです。

一方、水需要の構造はどういうことだろうかというのがこちらです。例えば家庭用でい

きますと、原単位といいますが、1世帯あたりどれくらい使うということであるならば1世帯あたりいくら、それからフレームというのは何世帯あるかというものの積といいますが、2つが関係して水需要が出ていると理解しております。

水道用には家庭用、都市活動用、工場用というのがあります。これらはメーターを使いますので有収水量ということになります。一方、お金が入らない無収水量というものもあります。都市活動用水の中には業務用ですとか学校用というのが入っています。委員のご指摘もあったのですが、消防用というのは無収水量の部分に入っています。また、取水量とか給水量とか浄水場から送る部分については川からどのくらいとるかという、こういうものになっています。こういうのが水需要の構造です。

次に、工業用水というものをどう考えるかということです。水需要の内訳としましては、淡水補給水量は新たに持っていかないといけない水で、回収水は工場内で2回も3回も使うというものです。こういった構造になっていて、この量が幾ら要るかという話かと思っています。ちなみに回収水の全国の値ですけども、80%弱ということですので、これでいきましたら3分の1くらいが回収水ですけども、本当はもっとこの辺まで回収水というのが実態のようです。

続いて質問 - 43 ですが、11ページの下の方になります。「利水者間の用途転用を行うにあたっては、少雨化傾向等による現状の利水安全度評価を踏まえて行われるよう関係機関との連絡調整を実施」と書いた部分でして、その次に丸が3つあります。「大阪臨海工業用水道、大阪府営工業用水道、尼崎市営工業用水道とあるが、これら3者の間でやりとりされるものなのか、或いは、その3者から他の利水者に行くのか不明である」という質問でして、回答としましては「3水道がそれぞれ他の利水者へ転用の意味です」と答えている部分です。

ここで、私どもの転用ということについての考え方を説明したいと思います。先ほどの水需要の精査確認を受けての話ですけども、まず水源というものにはどういうものがあるかといいますが、その能力が安定したものかというのが1つありまして、それと水需要の確認を受けてギャップがある場合、水源を転用するということです。つまり、それが水資源開発施設の再配分(再編)と考えています。

まず、水資源の安定をどう考えるかということです。水資源開発の計画ですが、ダム計画は、淀川水系の多くで、戦後復興期の昭和20年から30年代における最新の水文資料を用い計画したものです。今から見れば雨の多い2,000mm以上という時代です。このような雨の状態の中で、ダムの規模というのは、10年間を通して安全に取水するのに必要な容量でダムを決めているわけです。ですから、提言でも言われた通り、やはりこういうやり方には物理的な限界もあります。その範囲で決めて今の大きさが決まったということです。この図でいきますと、2,100mmあまりの降雨量があった時代に決まった施設があります。これが最近の1,800mmくらいということになりますと、同じ器しかありませんので、幾ら運用してもやはり出るところは小さくなるということで、水資源開発施設で供給できる水量は降雨の多少により変動するということです。言ってみれば、コントロールできないという部分が当然あるということです。

その時、この辺りが中心の話ですけども、今までできている施設というのが11施設あります。この施設が、これは30年間ですけども、こういった能力があるかというシミュレーションをしております。これは、ここから全部11施設ができたという仮定です。琵琶湖開発が3年度完成でも、その前からあったというもとに書いております。この赤の線というのが、ちょうどこの区間での能力といいますか、確保量です。このでこぼこにつきましては、それぞれ年によって雨が多かかったり少なかったりしますので、その運用をシミュレーションした結果、こういう状態にあるということを示したものです。

当然その時に、次は転用になります。転用というのは他の人に渡すことですけども、ここではAとBという人が今持っているダムになります。それを例えば転用でBさんがAさんに渡したという場合だとか、BからCさんに行った場合とかいろいろあると思います。これは一応、ダムでいえば水がいっぱいたまっている状態、川に余裕がある時はためているという状態です。次は渇水になった場合ですけども、当然足りない時はダムから補給します。例えば、もともとはBさんがいたのですけども、転用でこうなった場合、たまっている水はだれのものかというのはややこしい話ですけども、少なくともこの施設をだれが維持管理しているかということ、やはりそれはAさんがやっています。ですから、こういったものは当然そういう維持管理にお金も使われていますから、そういうものが生きる渇水調整といいますか、どう使うかということも1つ考えております。

左側の質問 - 52 ですが、14 ページです。1つは「このグラフは縦軸に目盛が入っていませんが、実際の数値を基にしたものではないのですか」という質問がありまして「縦軸の目盛については、イメージとして捉えて下さい」と回答した部分です。今回は数字を示しましたけども、やはりこれはイメージとしてとらえて下さいということです。2本の棒グラフがあるのですけども、こちらの棒グラフというのは、この赤のグラフを示しています。こちらの低い方というのは最近の低いところの値を示したものです。

あと、先ほどの転用の基本的な考え方になるのですけども、現状の水需要というのをまずは今、精査確認しております。これが現実の水需要で、どちらも同じものです。現実の実態の水需要をどう考えるかという話かと思えますけども、例えば工業用水道の場合と仮定しますと、こう下がっていているということです。その意味は2つ考えられるかと思えます。1つは、回収利用がどんどん進んでいき川に依存する量が減っていているという場合と、それからもう1つは、工場で使っていないという場合です。例えば操業時間を短くするというような、言ってみれば失業者が増えているといいいますか、そういった状態を示しているというならば、現状の水需要はどこでとらえるのが正しいのかということかと思えます。

同じく先ほどの質問 - 52 ですけども、棒グラフに色がありますが、色分けの意味はという質問がありました。答えとしましては、水源別の開発水量をあらわしたものですということを書いておりますが、大阪臨海工業用水道の場合を例にとって少し説明させて頂きたいと思えます。

これは長柄可動堰、今は淀川大堰と言っている部分です。それから、この色につきましては正蓮寺川利水を示しているということです。この部分につきましては琵琶湖開発を示

しているということです。提言にも書かれていますけども、社会の要請に応じて水資源開発をやってきたということです。委員の意見にもありました通り、30年代にこの辺は地盤沈下がおきていました。そういった地盤沈下を何とかしよう、早急にしないといけないということで社会の要請によって川の水を、維持流量といいますか、それを緊急的に工業用水に転用した水源というのがこれです。現在の地盤沈下がもうおさまっている状態を考えますと、その水源についてはやはり川に戻すということも考えております。それ以外の部分については利水転用と考えているものです。これについては、1月28日付の日本経済新聞の記事を紹介したいと思います。

続いて、(3)の農業用水の慣行水利権です。私どもが書きましたのは、水利用実態を把握し法定化を促進するというので、既得水利権者と調整をしながら継続的に実施すると書いてあります。それにつきまして、質問-44ですが、12ページの上段になります。ここでは、農業用水の慣行水利権について水利用実態を把握し法定化を促進すると書いてあるけども、どういう内容にするのかという質問でして、回答で書いてありますのは、「使用している用水量、期間、場所、内容等を利水者の協力を得ながら把握します。それらを用い、許可水利への切替を促進します」と答えている部分です。

慣行水利権の届け出状態といいますか、内容についてこちらに書いています。印というのが慣行水利権で共通にわかっていることです。の印ですが、これは慣行水利権届け出者ごとに書いてある場合と書いてない場合があるという項目を で書いています。×というのは全てにないということです。ですから、こういうことについて既得権者と調整といいますか、当然民有地に立ち入る場合もありますので、それはやはり調整しながら実施していくということです。

次に(4)ですけども、運用による渇水対策の検討・実施につきまして、私どもとしましては、効率的な運用の実施では日吉ダムでの試験運用実施、効率的な運用の検討というのを室生ダム、一庫ダムと書いたものです。これについては意見-42で、再編と運用の見直しについて「河川別流量・水質等を踏まえて」というのを書き入れたらどうかというご意見です。私どもの答えとしましては「近年の少雨化傾向において、ご指摘の趣旨も踏まえて検討します」とお答えしている部分ですが、もう少し具体的な内容を説明させていただきます。

日吉ダムですが、これはまさしく試験運用をやっているものです。13年5月からやっています。何故試験運用をやっているかということですけども、限りある水資源を有効に使うという意味での効率的な運用ということでやっているものです。桂川は農業用水をとったりそれを還元したりいろいろしています。どういう試験運用をやっているかといいますと、このダムにたまっている量に応じてですけども、いろいろ放流量を変えています。それで河川流況・取水への影響の有無をモニタリングしながらやっているものです。一方、かんがい用水の使用実態の把握も同時にやっているものです。

「効率的な運用の検討」ということで書いている部分ですが、先ほどの日吉ダムと同じように、農業用の取水・排水とか、こういう実態を調査しながらまた関係者と協議しながらやっていこうとしています。まずは実施の可能性についての検討をやって、それから可

能であれば、また利水者の合意が得られれば試験運用ということで、日吉ダムで書いていることと室生ダムで書いていることとはかなり違います。一庫ダムも似たようなことです。

(5)ですけれども、水利用に関する情報交換だとか、水需要抑制に向けての体制の調整と書いた部分です。意見 - 11 で、17 ページの下から2つ目になるかと思いますが「水需要の抑制を図るのみでなく、再利用システムの普及や雨水利用等の環境負荷の小さい水資源開発も念頭に置くべきだと思います」ということで、それを提言に書いたはずだけでも、何故書いてないのかということ。一番前の基本的な方針には書いていませんけれども、「4.4 利水」の中で水需要の抑制ということを書いている部分です。そういう意味で水需要の抑制というのがどういうことかということだと思います。私どもが答えたのは、川からとる量だ、そこで抑制するのだと書いてあると思います。例えばこれは家庭用水ですけれども、いろいろなことに使われます。中には雨水を使う場合もあるでしょうけれども、要するにこういった水需要の結果というのは、この向こう側に全て答えが出てくるということです。ですから、ここでの利用をいかに抑制するかということで、基本的に提言と同じことだと思っています。

例えばふるから洗濯に回して使う、或いは炊事の水を散水に使うとか、こうするとこの量は減ります。ですから、ここで把握するといいますが、ここでの結果が全てここに出るということかと思っています。同じことを都市活動用水で考えてみました。ビルの中でテナントの厨房から出る部分、それから洗面所から出る部分の一部は下水道で放流します。また再利用システムの方に持ってきます。都市のビルでは排水プラス雨水をトイレ用に使っているということです。結局、こういう水源を使うことによって水道の水を減らしているということは、川からとる量をやはり少なくしていると理解しています。

こちらの例ですけれども、これはラポールひらかたで、第2回淀川部会の現地対話集会が開かれた会場です。ここではもう少し広域です。下水処理水を再利用されています。これは2kmくらい離れた場所に渚処理場という下水処理場がありまして、その放流幹線があります。その放流幹線の水を取水されてトイレとか散水に使われています。ですから、これがなければ水道の方が全部賄う形になるのですけれども、こういったものを使うことによって水道の水を減らしているということです。ですから、言ってみればここでも川からとる量は減っているということで、低減するのと同じではないかと思っているものです。

そういった水需要を考える場合、例えば家庭内でどのように使えば川の水を減らさずに済むのかということを考えますと、やはりこういったものは住民の方を抜きには考えられないということで、住民参加を促すための取り組みについても考えようと言っているものです。

次に、質問 - 45 があります。12 ページになります。

質問の後半部分だけ読ませて頂きます。「『協議できる組織』には、産業別・利用分野別のスタッフの編成をされるかどうか伺いたい。特に、漁業関係・漁場管理責任者の参加が望まれる」という質問ですが、これにつきましては今後具体的に検討しますとお答えしております。つまり、全体の関係は、前回お示しした資料ですけれども、こういったことにはいろいろな方が絡んでおりまして、それがどのように連携していったらよいかということ



ですので、組織については今後考えますというお答えをしたものです。

もう一方、前のページに質問 - 42 があります。渇水調整の円滑化という意味がよくわからないというご質問です。回答もありますけども、画面の方で説明させて頂きたいと思えます。

まず、渇水調整そのものですが、これは河川法の条文をちょっと変えた文ですが、「異常な渇水により、必要な水がとれない場合、又は困難となる恐れがある場合に、水利権を得ている利水者が、相互に取水する量について必要な協議を行うよう努めなければならない」と書いてあります。我田引水は駄目だというような規定かと思えます。また、この場合、河川管理者というのはそういった協議が円滑に行えるよう水利使用の調整に関して必要な情報の提供に努めなければならないとしておりまして、こういった意味で円滑という意味を書いております。

これが渇水時のみの開催から平常時開催ということです。今までは渇水時のみこういうことをやっておりましたが、それをふだんからやっておくことによってよりスムーズな調整ができて、円滑化になるのではないかと考えられます。ですから、どんどん川の水が減って大慌てするということではなくて、ふだんからお互いが水をどう使っているかを理解し合っておくということが大事です。或いは、河川環境というものを理解しておくということです。そういう場をつくることによって、こういったものもスムーズにいくということだと思います。ですから、先ほどの産業別という質問がありましたけども、そういった関係がどのように連携しながらやっていくかというのがこういった図になっているということです。

次に、意見 - 38 です。24 ページになります。

淀川水系の人口に関することですが、我々の方では 1,400 万人と書いておりましたが、それについて「非定住流入人口を加えると」というのを加えたらいかがでしょうかというご意見です。我々のそれに対する回答の内容につきましては、どういう状態であるかというのを説明したような回答になっておりますが、それをグラフにしてみました。これが前の絵です。この赤っぽいところが琵琶湖の水を使っているという区域です。その区域が夜の人口でいくと 1,400 万人ちょっとということです。一方、同じ区域内の昼間の人口は 1,490 万人になります。

それから、琵琶湖以外も含めた淀川水系の水を使っている区域全体になりますと、約 1,700 万人です。

同じことを各府県別と政令市に分けてやってみました。例えば大阪市を見ますと、昼の方が夜より 100 万人ちょっと多いということです。

続いて、意見 - 40 です。25 ページになります。

東京圏や政策都市の水需要を産業利用や生活利用量別に比較できるようにしたいという理由から、住民生活用水量と産業的 direct 利用水量及び非産業労務利用量の最近の値を入れて欲しいという意見ももらっております。それに関しては提供可能だと回答しておりますが、あわせて別添資料 19 をつけております。

その中で、淀川水系の政令市であります京都市、大阪市、神戸市についてグラフ化しま

した。京都市は「(記載なし)」とありますけども、実は水道統計にこういった分野別のことが記載されておりません。ですから、これはグラフ化ももちろんできませんし、資料提供にも限界があるということです。それから、神戸市と大阪市を比べた場合ですけども、大阪市は昼と夜の人口を比べると夜間人口が100万人くらい多いと。ということを考えますと、家庭用よりも業務用が多いと。これは営業用かと思えますけども、こういった比率が多いというのが大阪市の特徴かなと思います。神戸市の場合ですと、結果的には昼夜間殆ど変わっていないということですけども、家庭用が4分の3を占め、その他営業用があるという構図かと思えます。

頂いたご質問への回答は以上です。

#### 池淵部会長

先ほどの治水部会の時も、A3判の資料が見にくいというご指摘等もありまして、庶務の方で工夫をして頂くよう、よろしくお願ひしたいと思います。

利水に関連する委員の質問、意見等に対する回答、加えて追加の内容について河川管理者の方からご説明頂いた次第ですが、今からさらに委員の皆さま方にご質問なりご意見なり頂く時間をとりたいと思います。お話にもありましたように、調整とか検討という部分があるいろいろなあったわけですけども、少なくともこれまで理解しにくかった内容等についてはできるだけ皆さまと共通理解なり共有をしたいということで、ご説明を頂きました。説明の内容等も含めて委員の皆さま方からご質問、ご指摘を頂ければと思いますのでよろしくお願ひしたいと思います。

#### 寺田委員

基本的な部会としての今後の意見交換の進め方のところですが、先日、第1回住民参加部会を開催しました。先ほど、以前示された説明資料(第1稿)に対する委員の皆さまからの意見を募って、その意見に対する回答という形で河川管理者の方からいろいろコメントがあったと思えますけども、私の意見としては、委員が出した意見に対する回答について河川管理者から講義を受けて、そしてまた何か質問があるかという形で進めるという形はまだ早いのではないかという気がするのです。つまり、まずはこの部会なら部会の中で河川管理者が示された説明資料(第1稿)は河川整備計画原案の原案といいますか、骨子みたいなものだと思いますけど、取り敢えずはそれに対する委員の皆さまの反応をお聞きしたということだと思いますが、委員の皆さまの受け止め方というのはばらばらで、それを全部質問という形でそれに対して何か回答を得るといのはあまり意味がないと思います。むしろ、まずは皆さまが思ったことを出し合っていくということをしたらどうでしょうか。具体的に出された意見についてもそうですけども、ご意見を提出してない方もいろいろ意見を持っているはずですから、皆さまが思ったことをこの部会で順次出し合っていて、利水の部分についての学習をもう少し延長していかねばいけないだろうと思います。取り敢えず提言はしましたけども、そこで学習が終わったわけではありませんから、掘り下げていかねばならないと思います。

特に、水需要管理は提言の中でも未成熟な部分だと私は思います。私も水需要管理ということをつとに主張した1人ですけれども、私が申し上げているのと同じレベルで皆さまが考えてもらっているとは思えないのです。理解の仕方がばらばらです。これは治水とか利用とか環境とかいうところと違うのです。水需要管理というのはまだまだ熟した概念でもありませんし、需要を適正に管理・抑制するということは今いろいろな分野でされていますけれども、水に関する需要管理についてはそれほど知られているわけではなくて、具体的内容はばらばらです。

ですから、水需要管理というものについては皆さまのイメージがある程度統一化できるようなところまでは勉強していかねばいけないと思います。水需要管理の守備範囲というのはい体どれだけの守備範囲か、河川整備計画との関係において一体どのようなことを言えるのか、あるいは言わなくてはいけないのかという辺りを議論していかないと、ばらばらに意見を求めてみても、これはあまりプラスにならないと思います。

ですから、河川管理者の説明資料(第1稿)は出ていますから、取り敢えずは皆さまでどうそれを受け止めたか、考えているかというようなところを順番に出して、意見交換をしながら皆さまの共通認識にしていって、そういう中で検討課題というものを見つけていってはどうでしょうか。

それから、提言をつくる過程でも、この水需要管理の関係では必ずしも十分な資料とか情報は出ておりません。いろいろな関係者の方からヒアリングも受けなければいけないでしょうし、資料も求めていかねばいけないというものがたくさんあるのです。ですから、例えば一体どういうものをどなたからヒアリングをしたらよいのか、検討する上において何が資料として必要かとかいうことも探していかねばいけないのです。

できたらここ1、2回の部会はそういうことを順番に議論していってもらったらどうかと思います。非常に基本的なところを申し上げて申し訳ありませんが、私の意見です。

#### 池淵部会長

資料の内容等を前もって説明頂くことによって最低限その分については共有理解をしておこうという位置付けで、今日は最初にそういうことをやらせて頂きました。

寺田委員がおっしゃるように、ここでは供給管理から需要管理という理念転換については言葉としては出ているのですけれども、その中身が大事です。それから、先ほど河川管理者の方の受け取り方として、河川からの取水量をできるだけ減らすという視点で水需要管理なり抑制をとらえようということで、ある意味で言えば共通の理念の転換に答えようとしているのかなというような感じもします。これも今おっしゃったように我々サイドの方のとらえ方がまだ不十分、或いは個々の委員のとらえ方に差があるということであるならば、1、2回で済むのかどうかわかりませんが、おっしゃって頂いたような形の議論を1、2回行うということは十分理解いたします。そういうような形で進めるという必要があれば是非ともやりたいとは思っております。

今後の進め方については我々も運営会議等で少し議論をさせて頂いてきた次第ですが、これからの利水部会の進め方についてのご発言が今ありましたので、何か他にもご意

見を頂ければと思いますが、いかがですか。

村上委員

私も寺田委員がおっしゃって下さったことに賛同します。私たちの提言では、利水に関しては主に6つの項目を挙げて書いてあるわけですが、かなりそこにそれぞれ書き込んである部分もありますし、不十分だと感じることもありますから、それは私たちが持っている問題意識から意見をまとめていくことが大事だと私は思います。

池淵部会長

理念転換とか計画のあり方、それから整備の内容といったものは提言で書かせて頂いて、それをこういう解釈だという形で河川管理者ができることとできないことを含めてお話しになっているのだろうと理解しております。それから、検討とか実施という形で表現されていますので、提言の内容をさらにこの利水部会でさらに審議するということもありますので、その辺りを踏まえて少し進め方等についてもお話を頂ければと思います。

寺川委員

利水の部分というのは他のテーマとあわせて非常に重要な部分だと思います。大枠としては、水余りではないかということで共通認識ができたのではないかと考えているのです。ただ、それを今後どのように展開していくかという辺りで、これまで取り組んできた水需要のワーキングでも、特に農業用水の慣行水利権の問題とか、非常に難しいテーマがあるのです。そういったものも今後解決していかなければならない部分ではありますので、先ほど寺田委員の方からも出ましたように、もう少しこの部会で議論して、それぞれの意見等を出しておいた方が進めやすいのではないかと思います。

それと、原案を近畿地方整備局の方から出して頂くという流れの中で説明資料(第1稿)という形で出てきたのですが、いわゆる水需要の精査が遅れているということだったと思います。その辺について、今後どのような流れの中でお出し頂けるのかということもありますので、そういったことも含めて、近畿地方整備局の情報提供とあわせて議論を深めていくというような進め方になるのではないかと考えています。

池淵部会長

これからどういう内容に焦点を当てて、なおかつそれに伴う資料やデータを要請するか、幾つか用意せざるを得ないとは思っています。寺田委員が初めにおっしゃった、例えば理念転換の言葉1つにしても、水需給が一定の枠内でバランスされるように水需要を管理抑制する水需要管理へと、こういう形のものを我々としては出しているわけです。これについても言葉そのものが、例えば一定とか水需要管理とか抑制という言葉について共通の認識なり、或いはとらえ方が共有できているかというようなことも含めて議論をすべきだというお話とすれば、ある意味で言えば、部会としてそういう取り上げ方をして、各委員の方に自分らが提言してきた内容をさらに具体化する共通認識としてご発言なりご意見を賜

るという形でやっていく手はあるかと思えます。

寺田委員、追加的に何かありますか。治水部会の進め方とちょっと違うということは十分わかるのですが、私ども運営会議等でやってきた進め方を少しフォローするような形で言ってしまうので、進め方等についてよいやり方等があればまたおっしゃって頂ければと思えますけれども、いかがですか。

#### 今本委員

今の寺田委員のご意見を聞いていまして、私ももう既に第1回の治水部会が済んでしまったのですが、このやり方では確かにちょっと能率が悪いという気はいたします。

例えばある質問なり意見なりを出して、出したものに対してだけ集中して説明されますと、どうも全体を見失う可能性もあるなという気がしています。

例えば、私どもこの委員会は一生懸命議論して提言を出しました。しかし、その提言に対してどう評価しているのか、或いはこの部分はちょっと間違っているのではないかと、そういう河川管理者側からの意見はまだ聞いてないわけです。ですから、こういう利水については理念を転換するべきであるという提言をしたのですが、そのことに対して、いや、そんなことはできませんとか、或いはその通りだとか、その辺のところは我々にはわからないわけです。河川管理者は具体的に出したとおっしゃるのですが、説明資料(第1稿)として出てきたのも具体性はないわけです。そうすると、どのように受け止められているのかがさっぱりわからないのです。提言したからといって、そのまま実行すべきだとも思いません。提言は1つの意見だとも思いますから、できないところはできないで結構ですが、その辺のところの整理から始めた方がよいのかもわかりませんね。

#### 池淵部会長

既に出ている質問について、丁寧な資料等を追加して頂いて、皆さま方としてもそれなりに明瞭になったのだらうということで、それはそれでよいと思えます。これからまたいろいろな質問を出して行って河川管理者がまた回答するとか、説明資料を追加するというような形だけで進めるのはいかがなものかということについては、それは当然そうだろうと思えます。

ただ、今本委員がおっしゃったことについては、精査とか確認がいつまでにできるのかとか、どんなものでもって我々としては了解できるのかということになってきますと、調整とか検討という言葉が出ざるを得ないとは思ったのです。今お話を聞かせて頂きますと、我々サイドの提言等について河川管理者がどう評価されているかというものについては、評価してもらっているのだらうと思えますけれども、その評価の仕方のレベルによって実施するとか検討するという文案で回答になっているという理解ではいけませんか。さらに突っ込んで個々の内容等について必要ですか。

#### 仁連委員

利水についての提言としては、水需要管理というところまで出したと思えます。この水

需要管理というところへ行くまでには何段階かのレベルがあると思いますが、まず第1段階目は、水需要管理まで行かないのだけど、今よりは一步進む方法として水需要予測をもう少しきっちりやってみるということがあります。それが説明資料(第1稿)の方には水需要予測の精査という形で書かれていると思います。水需要管理へ踏み込むのはその次で、渇水時だけではなくて、常時利水者間で水利用や取水に関する協議をしていこうと書いています。これは水需要管理に一步入ったということだと思います。

しかし、本当に水需要管理をしようとしたら、協議だけでは前へ進まないわけです。水を利用するということはそこからベネフィットが生まれるということですから、そのベネフィットの大きさに応じた利用をしていくということになります。あまりベネフィットが生まれにくいような利用については制限するようになっていきますと、いわゆる経済的な手法というものを中に入れていかなければならないと思います。そうしないと水需要管理というのはできませんし、もし水の価値というのがどんどん高くなったらコストのかかる開発が有効でしょうし、もし価格が安いのであれば非常に高い水の供給をするということは無駄なことです。その辺になってこない最終的な水需要管理へ行かないのだけど、そこへ持っていくためにどういう進み方をするのかという提案をして頂ければと思います。現段階ではこうするけども、次はこうステップを踏んでいくとか、そういう計画への水需要管理の盛り込み方というのは何かそういうことになってくるのではないかと思います。

#### 荻野委員

水需要管理ということがこの流域委員会のキーワードであり、そこから出発しようということは共通認識であろうかと思えます。それを受けて、河川管理者が水需要管理をどのように受け取られたかということが、説明資料(第1稿)だと思います。

河川管理者は水利権の許可権者として水の供給管理はきっちりやっていたらいいと思います。これは正しい認識だと思いますが、水需要管理をこれまでやってこられたのかなと見ますと、供給サイドと需要サイドと仮に2つあるとすれば、両方を河川管理者がきちんとやってこられたという感じを私は受けてないのです。供給の方の管理者としての役割はきっちりわかりやすくやってこられたと思います。そこへ、水需要管理とこの委員会が言ってしまったものですから、説明資料(第1稿)に混乱がみられます。

淀川水資源開発基本計画(淀川フルプラン)に基づいていかなる供給体制をとるべきか、ということは今まで一生懸命やってきたのですが、本委員会ではフルプランそのものも見直そうとしています。しかも、中央庁ではなく現場で見直そうということですから、これまで河川管理者の方々がやっていたらいい仕組みを変えてしまわないといけないと、提言を作成する段階で考えていたのです。

水需要分析は、上水道、工業用水、農業用水、その分野においてもう既にある程度のことば分っていて、多くの論文や報告書が出されています。今日のご説明を聞いておられますが、河川管理者とそれらの分析結果にはギャップがあるという気がいたします。ですから、河川管理者が水需要管理という立場でこれから管理体制をどのように構築すればよいかくらいから議論しないと駄目なのではないかと思えます。

## 村上委員

国土交通省の方では、水需要管理について、今回の説明資料(第1稿)の中に書き込めなかったのだと私は思いますが、今、荻野委員がおっしゃったように、水需要管理を国土交通省にさせるとというのが果たしてできるのかというのが、多分根底にあると思います。今回のこの説明資料(第1稿)を読んで受けた印象としては、国土交通省でやれることとして今出せることを出されたのだと私は感じているのですが、例えば水需要をどうやって管理していくのかということに関してはやはり国土交通省の中だけでできる仕事ではないですね。ですから、私たちが提言を出したのであれば、先ほど仁連委員がおっしゃって下さったように、段階を踏んでどういう形でやれるのかということを考えていくのがよいと思います。

今まで話をしてきて幾つか大事な論点だなと思っていることを少し挙げますと、水需要予測をするということにあたって、農業の慣行水利権であるとか、幾つかわからないところがあるということがまず1点ありますね。その水需要の予測については、1つは精査・確認というのをどのように進めるのか、今ある問題点は何なのかというのをここにきちんと出して、それを改善するためにはどういうことができるのかというのがまず1点かなと思っています。それと、先ほどから協議会の話が出ていましたけども、そういう合意形成のシステムをどうやってつくるのかということだと思います。それに関しても先ほど仁連委員がおっしゃったように行政間での調整だけではやはりできないわけで、社会システムとしてどうやってできるのか、国土交通省としてはどういうことができるのかというまず議論があって、その中で合意形成の場をどのような形で持てばよいのかという議論が多分必要なのだろうなと思います。その上で、国土交通省からは取り敢えず現在の合意形成はこういうプロセスでやっているのだという情報を議論の中では出して頂くということが必要だと思います。まずは渇水対策のことですけども、今の状況はこうで、これをどう改善したらよいのかというたたき台を出して頂くということが必要かなと思っています。

それともう1つは、先ほど国土交通省からの提言にもありました雨水利用とか再利用とか、そういう水の需要を減らすための方策についても他によい方法はないのかというようなことに関して議論をしたいなと思っています。

## 池淵部会長

水需要管理というとらえ方の中に水需要の抑制、それから既存の水需要を回すとか転用とかそういう形の、ある意味で言えば、水需要管理の1つの形態としてそういう形のとらえ方をして説明されていると思っています。抑制というものに対しては、他に協議会なりお願いするという形のものと、そういう形の水需要をどうするかというような話まで人それぞれによっていろいろとらえ方が違っていると思います。今いろいろ意見を聞いて頂いて、そういう中で精査の確認とか見直しという言葉が少し出てきて、具体的にどうなのかという話等もちょっと頂いているので、河川管理者から何かコメントはありますか。

河川管理者（近畿地方整備局 河川調査官 村井）

池淵部会長の問いに対するお答えにならないとは思いますが、1 つは、委員の皆さま方のご意見を聞かせて頂いておりまして、やはり水需要管理といっても、我々サイドは基本的には、川との関わりの中で水需要というのをとらえているというところがあります。そういう意味では、水供給という視点があるのだと思います。

そういった中で今本委員から、個々の質問に対して云々というよりも提言に対してどうなのだという話の中で、我々サイドとして、それなりに咀嚼して書いている中で、例えば供給量自体が変動するのだということが、提言においてはあまり視野として入っていないのではないかと、或いは、用途転用と書いていて農業用水の話がうたわれているけれど、我々が水需要の精査、確認をしていく中において、まず工業用水というのがあるのではないかとということがあります。或いは、水需要管理協議会という形であって、我々が今、湯水対策会議というのがありますけれど、その間にはやはり権利を持っているものと権利がないものというようなものについては差があるのではないかとというようなことを思いつつ、説明資料（第1稿）が出ているという状況です。

そういった中で、例えば仁連委員が言われたような水道料金に関しての話まで、我々が視野に入れていたかということ、話としては出ましたが、それは我々に言われてもどうしようもないというようなところは当然あるところがあります。

先ほど村上委員の話の中で、水需要を減らすために水を再利用するという話がありましたけど、我々がしっかりそこを議論すると、再利用は水利用を減らしていないということになるのです。まず、川から取る量を減らすということです。それは提言にもそういう形で書いてあるので、それを含めて水需要管理と言っているのだろうなという解釈はさせて頂いているという流れになっています。

まさに、この場で検討されるのは水需要をいかに管理するかということで、どんどん需要を減らすということに着目して、その話をすることになって、とにかく川と関係ないのだと、供給は何でもよいという形になってしまいますと、なかなか河川整備計画の議論の中では、我々サイドも困ってくるというのはもちろんあります。

それともう1つ、水需要の精査・確認という話については、これは今の段階で説明資料（第1稿）を出していますので、今後、水需要の精査・確認という行為自体は、河川整備計画が一たんできた後も、常々やっていく必要がある話ではあります。河川整備計画をつくる前の段階における水需要の用途確認というのがありまして、例えばここで、関係機関と連絡調整、少雨化傾向を踏まえた用途間転用云々というのは、河川整備計画ができるまでに出したいと我々サイドは思っています。近畿地方整備局においては、なくなるという項目になるのですけれど、それでも水需要の精査・確認というのは生きるだろうということで、ここについては、かなり段階で振れがある項目であるとして、利水の項はあります。

ちょっと雑駁になって、部会長のご指摘に答えていない形かもしれませんが、今の皆さま方の議論を聞かせて頂いて、川との関わりという意味で言わせて頂くと、そういうことであろうかと思えます。



### 池淵部会長

3月27日、4月21日の部会、委員会を考えた時に、水需要の内容と、それから、我々はどこまで具体的に踏み込む形のものを提示すべきかと、そういうことにも非常に関連するものです。

河川管理者がおっしゃった川との関わりということで、取水量をできるだけ減らす、川へ戻すというところで、水需要管理の河川との接点では、そういう形のとらえ方をしているということです。取水した水の管理というのは、どのように考えるかということには、いろいろな具体的なメニューを我々も言っていると思います。上位の水需要管理という形のものをとらえる時に、精査・確認なりデータ、そういう形のもが一方では非常に必要な部分でもあるというような背景を踏まえて、ちょっと言わせて頂いた次第です。3月27日の部会に何を審議するのかということもあったので、あえて言わせて頂きました。

水需要管理というキーワード、それから計画のあり方、整備内容、資料とのすり合わせとかいう形のものについて意見交換をやっていくべきですし、また、そうしていこうと思っているのです。そういった意味合いで、今の水需要管理も踏まえて、意見等々をもうちょっと言ってもらいたいです。

### 細川委員

水需要管理というのが非常に矛盾したことを要求しているという感じはあるのです。水を供給して水を得る立場の方に、水を取るなど言っているわけですから、できるだけ水を取るな、できるだけ取らないための工夫をして下さいという要求というのは、確かにちょっと矛盾したことを頼んでいるのかなと思います。

ただ、地域の住民の立場として言わせてもらえば、できるだけ水を節約したいと思っています。当然、水道料金を節約するというのは切実な問題ですし、使わずに済ませたいという気持ちは、住民の中には十分あると思います。ただ、実際に利水部会にわざわざ参加したいなと思ったのは、いろいろ節水を試みて、いろいろ失敗してきた経験が何か役に立つこともあるかなと思っていたのですけれども、不便です。節水の取り組みをする人間が少なければ少ないほど、節水するための犠牲というのは大きくなりますし、手間もかかります。そういうことは、よほどのこだわりがないと、なかなか実践できないというのが現実にあると思いますね。

例えばおふろの水を洗濯機に入れて洗濯に使うということがありますが、市販のポンプを使ったのですが、とても時間がかかってやれないという感じでした。結局、原点に戻ってバケツで水を入れるのですけれども、それも年をとってきた両親にはとてもつらい作業になってしまいます。そういう中で、やはり供給する側の立場の方が少し認識を変えてくれると随分変わるのではないかと思います。

食器洗い乾燥機が、今とてもヒット商品になっています。水を節約します、光熱費を節約します、さらに洗剤もカットできますという便利な商品が出れば、やはりたくさんの方が、この不況の中でも高い商品を新しく買おうとしています。たくさんの方が使うようになれば、たくさんの方が節約するようになれば、それだけ流れというのは変わっていけま

す。節水の努力というのは、もっとしやすくなります。そうすると、節水にご協力願えませんか、水を取るのをちょっと辛抱してもらえませんかという気持ちはあるのです。

#### 池淵部会長

我々の提言と、その提言を受けてそれをどのように河川整備計画に織り込み、また織り込み切れない、或いは我々としても、その提言からさらに具体的に踏み込みたいと、そういう形の内容を、これから少なくとも4月21日までに審議しないといけないと思っているのです。そういった時に、水需要管理をベースにしつつ、そのあり方とか代案とか、そういう形のものも我々は提言として言っていますし、その踏み込み方の具体化は、我々がまだあまり言ってない部分ももちろんあるのです。提言と説明資料(第1稿)のすり合わせとか、具体的な形のことを、これから議論等で焦点をあててやっていくとすれば、両方を見比べて、論点の整理の中で、我々の提言の中での内容等は、さらにまた精査があるというような形で、そこにまた議論に培ってもらったらよいかと思います。

資料3-3で、少し整理の素案みたいなものをつくらせて頂いているところです。資料の3-3を先に説明させて頂ければと思うので、庶務、お願いできますか。

庶務(三菱総合研究所 柴崎)

省略[資料3-3の説明]

#### 寺田委員

提案として申し上げたいと思います。今の資料は主な参考にするとしても、ポイントはこれではいけないと思います。最初に申し上げた総論点的な意見を少し各論的に申し上げれば、次回までに、委員各自がやったらどうかということを申し上げたいと思います。

つまり、私たちが提言した理念転換の部分と、具体的な利水計画のあり方というのは、幾つかの項目がありますけども、これをどこがやるのか、もしくはどこがやれるのか、どうやるかということについては、全然考えないで提言しているのです。これは自己反省も込めてです。とにかく、大きな理念転換と思いたるところの施策を幾つか並べたというのが、この提言です。これではいけないのです。

先ほど管理者の方からも意見がありましたけど、もちろん、どこがやるのかということをもまず考えて、これからは意見を具体化しないといけないと思います。それから、やれるのかやれないのか、やれるとしたら、どのようにやるのかという視点から、我々の提言をもう一遍皆さまで考えてきて、少し具体化したものを次の部会で出し合ったらどうかと思います。

それから、先ほど細川委員も言われましたが、我々は別に水を取るなどは言ってないのです。需要管理というのはそういうことではないのです。河川管理者は供給する立場ですから、供給側の立場から需要管理ということを見てもらいましょうということをお願いしているわけです。ですから、そういう場合にやれることには限度があるということは間違いありません。だけれども、やれないからどうでもよいということを行っているわけでも

ないということです。やれないことは、どう工夫をすればできるかということまで踏み込んで、我々は言わないといけないわけです。

ですから、そういうことを皆さままで考えてきて、提言の具体化をもう少し皆さままでやったらどうかというのが私の提案です。

池淵部会長

私としてはよい提案だと思いますが、どこまで提案できるかわかりません。後でまたまとめさせてもらいます。

本多委員(他部会所属)

細川委員の意見と、今、寺田委員がおっしゃった意見に関連して申し上げます。

住民にとっても、確かにできること、できないことがあって、意識を持ってやればできるかも知れませんが、ご年配の方はできないこともあるとおっしゃったこともあります。それから、いわゆる節水ごまを使ったり、節水シャワーをつかったり、トイレのタンクを小さくしたり、もしくは大きいタンクであっても、中にペットボトルを入れたりすることによって、努力しなくてもできる節水というものもあるのです。

できること、できないことが住民にあるように、恐らく行政にとっても、これは国土交通省がやることであったり、これは大阪府がやることであったり、箕面市がやって頂くことであったりという役割分担もあるやろうと思います。その中で全体としてやはり、国土交通省のところだけで、利水に関して物事が解決できるかといったら、そういうことでもないのではないかなと私も思います。ですから、恐らく、国土交通省以外のところにも踏み込んでという話が出てくるのかもしれない。

実際に水をめぐる問題というのは、私らも調査をした時に、今のおじいさん方から聞くと、自分のひいじいさんの時代には、水をめぐって、それこそ人が殺し合うようないざこざがあったとか、それから、今は土地を買うというところすごく高い値段で売買しますが、昔は土地はどうでもよくて、そこに引く水の方が高かったというようなことも随分言われていました。ですから、それだけに、水をめぐる問題というのは命を奪い合うくらい大切なことだったのが、今はあまっているからかも知れませんが、足りているからかも知れませんが、そういう人を殺すようないざこざにはなっていないので、軽視されているのかも知れないと私は思います。

ちなみに、オーストラリアのシドニーという南半球では一番大きい人口を持った町がありますけども、そこでは非常に今湯水になっていて、シドニー湾の5倍の水をためるダムを持っているのです。その水も随分減ってきたのですけども、きちんと罰則をつくって、水の利用というのをしているのです。例えば、車を洗う時にはコンクリートの上で洗わずに、水がしみ込むような芝生の上とか土の上で洗いなさいとか、庭の花に水をやる時には、夏場は昼間にやると水が蒸発してしまうので、日没後にやりなさいというような細かなことまで決めて、それに対する罰則までつくっています。そういうことまで含めて、水をきっちり使っていこうとしているわけです。

国土交通省として、そういう細かなところまで決めて、罰則までつくって市民の皆さまにきっちり守って頂くことができるのかということ、それはまたひょっとしたら地方自治体のレベルでやることも知れませんが、日本では水があまっているから、そんなに罰則を決めてまでやらなくても節水行動に協力して下さいくらいのレベルの話で終わってしまうかもしれませんし、それはわかりません。

いわゆる国土交通省以外のところのレベルまで議論をした上で、国土交通省としてはどういう部署と連携をとったり、どういう部署にお願いしたりして、それも含めて、この節水の話に持っていけないと駄目なのかという外の話もした上で、それは国土交通省の話なのか、他の省庁の話なのかということをしかり分けて、これを他の省庁にやって頂くためには、国土交通省としてはどのような働きかけができるのかというようなところまで話をしないと、全体としての利水という問題はできないのかなと思いました。

芦田委員長（他部会所属）

非常にいろいろご意見を頂いているのですが、提言そのものが非常に難しいことを要求してしまっていて、答えはなかなか出ないだろうと思います。国土交通省の方も、提言に沿って真摯に答えようとしておられることはわかるのです。しかしながら、早く水需要予測データを出してもらわないと、議論のしようがないのです。それを早く出して頂きたいと思います。

しかしながら、どこが難しいからできないというようなことを、近畿地方整備局から情報を出して頂いて、それに基づいて参考にしながら、我々も、だれがどうしたらよいかということで議論をする必要があると思います。

提言そのものが不完全ですから、是非ひとつ深めて頂きたいと思います。そうしないと、これは議論が進まないと思います。

池淵部会長

時間があまりありませんので、まとめにはなりませんけれども、最初、水需要管理というキーワードから入って、水需要管理のとらえ方、内容、それから、河川管理者としてのとらえ方はこうだというような提示の仕方、それからその範囲等、できるもの、できないもの、そういう形等も頂いたわけです。

我々の方の中においても、例えば理念転換1つ見ても、一定のとか、水需要管理は抑制とかそういう話のメニューはいろいろお示し頂き、我々が挙げていることも結構関連してはいますが、いろいろな言葉の具体化なり、もうちょっと、提言の内容に踏み込みができてない分が幾つかあるということでもあったと思います。それから、精度の高い水需要予測と書いたものの、どのような予測方法があるのか、我々は提案できるのかとかいうもの、河川管理者としてはこういう予測方法でというすり合わせをしようと思ったら、我々ももう少し言わないといけないでしょう。それから、環境流量というのも非常によい言葉のようですが、あまり議論もできていません。

そういった等々を考えますと、我々の提言の中身についても、もう少し具体的な、自分

としてはこういう考えもあり、こういうことだというようなことも含めて、少し出して頂く形のをやらないといけないというのが、少し部会長としては言わざるを得ないと思っています。

それと、何度も言いますように、我々としては、ベースになる精査・確認、そういったものに対するデータの状況なり、いつ頃どのような形でどういうものが用意されるのか、何故それは難しいとか、この辺りのデータまで出るとか、そういうような形のを、できるだけ早く出して頂くようお願いしたいなと思っております。

そういった意味合いで、できましたら3月21日くらいまでに、各委員から、我々サイドとしての提言の踏み込みを少し描く意見なり、回答にふさわしいものを、少しお出し頂くということを見せて頂いて、3月27日に河川管理者と、今日ご説明があった内容で議論したいと思います。あまり河川管理者にいろいろなものを用意してもらうということは、世界水フォーラムの関連もあって少し難しいかもわからないので、少なくともデータの精査の確認は、何かちょっと努力を頂いて、出すくらいのことまで踏み込んで頂ければありがたいなと思います。

ちょっとまだ時間あるのですが、少し傍聴の方々から、今日のこの議論に関連して、ご意見なりご発言を頂ければと思います。よろしく願いいたします。

傍聴者(野村)

関西のダムと水道を考える会の野村東洋夫です。

2点申し上げたいと思います。1点は、今日出ております水需要の精査ということに関してなのですが、今日の整備局の回答にも、根拠にまで踏み込んで今調査、精査していると書かれております。その後の議論の中では、必ずしもこの部分については国土交通省が得意とする分野ではないというお話もあったかと思いますが、この機会に、是非しっかりと踏み込んだ精査をお願いしたいと思います。

私どもの経験から申しますと、具体的な名前を出しますと、去年、阪神水道と4市の水あまりという意見書を出しまして、それに対しまして、猪名川部会で阪神水道を呼んで頂いて説明を受けたということがありました。その時に阪神水道側がされたのは、たしか1999年に野村総合研究所に委託された水需要予測の調査結果を説明されたということで終わったわけですね。しかし、私どもから申しますと、これでは不十分であって、やはり阪神水道が実際に供給されております神戸市等の4市それぞれが、実際に自分の市の将来における水需要をどう考えているのかと、そこまでの踏み込んだ調査をお願いしたいと思います。そして、その結果については、やはり公開して頂きたいと思います。

それから、もう1点は濁水ですが、今日はあまり出なかったわけですが、利水について議論する上では、やはり濁水についても1度はちゃんと議論しておく必要があるのではないかと思います。

提言にも書かれておりますが、私どもはこの内容につきましては少し不満ですが、それはともかくとしまして、今日河川管理者の説明からも、少雨化傾向があるかとか、そういうような話もありました。また、水あまりと言っておりますけれども、これはやはり

ふだんの状態の話でありまして、10年に何回かは想定を下回る流量しか出ないという日もあるわけですし、何十年に1回かは、はるかにそれを上回る濁水が起これるということもあるわけです。ですから、提案ですが、平成6年に発生した未曾有の濁水について一度詳しく検討されるのがよいのではないかと思います。

よろしく願いいたします。

#### 池淵部会長

他にどなたかいらっしゃいますでしょうか。よろしいでしょうか。

今回は3月27日の9時半から、全部合わせますと8時頃までになると思いますけども、軒並みの部会が準備されております。先ほど申しましたように、3月27日に、我々サイドとしても、それに対するもうちょっと具体的な提言の進化というような形を、各委員が持ち寄って頂くようにしたいというのが1点です。それから今日幾つかご提案等を頂きましたけども、そういった形のものに幾つか触れたいとは思っております。

それから、4月21日までに、先ほどのタイトなスケジュールであれば、この利水部会としてのとらえ方等、またそれ以後、地域部会とかそういう形でいくにしても、共通の利水部会としてのとらえ方等をまとめるということでもありますので、あまり浮かれられない形ですけども、4月中に1、2回はこの部会を開催させて頂きたいと考えております。日程調整等につきましては、庶務の方から、追ってご連絡等をさせて頂きたいと思っております。

2回はそのようにしたいと部会長としては考えておりますけれども、そのような形で日程調整させて頂いて、もうちょっとタイムスケジュールに合わせたこの議論の焦点の当て方、組み立て、そういったものを少し準備させて頂きたいと思っておりますので、その調整においても、よろしくご協力のほどお願いしたいと思います。

今日は第1回ということで、私としては、少し不明とかわかりにくい言葉等々、或いは河川管理者として実施できそうな可能性を秘めた内容等を、少しご説明頂いたのではないかと考えておりますが、そのような形で、次回、再度進めさせて頂きたいということで、閉じさせて頂きたいと思っております。

どうもありがとうございました。

#### 今本委員

これは本来、治水部会の時に気がつくべきだったのですが、今、資料2の対応表を読んでみますと、論点ごとに全部整理されています。ところが、委員会で一番問題になったダムのあり方についての論点が、ここで抜け落ちてしまっているのですね。ダムをどこで扱うかというのは、各部会で全部 になっていて、全ての部会で扱うと言いながら、全てから抜けてしまうということになっています。やはりどの部会でも扱うように、ダムの論点を挙げておくべきだと思います。よろしく願いいたします。

#### 榎屋委員

今、今本委員からダムの話がありましたが、水位管理も同じことです。それもやはり、非常に利水に関係しますし、そういうことを私も申し上げたいと思っております。

荻野委員

1点だけ。用語のことですが、提言の5の「具体の整備内容」というところ、5.4の利水の(3)のところに、農業用水の慣行水利権という項目をつくって頂いているのですが、そこに法定化ということが書いてあるのです。農業用水は既に法定化された権利ですので、法定化という文言はやめてもらいたいと思います。それから、本日の資料3-2-3の利水10ページにも、農業用水の慣行水利権のところに、法定化という言葉が出ていますので、こういう言葉は誤解を招くのでやめないといけないと思います。お願いします。

池淵部会長

慣行水利権については、私もそう思っていました。

河川管理者(近畿地方整備局 河川調査官 村井)

確認いたしますが、恐らく行政慣習で使っている言葉を我々は使っていると思います。ちょっとそこも含めて確認いたします。

川上委員

これは許可水利権とはっきり言えないのですか。

河川管理者(近畿地方整備局 河川調査官 村井)

許可水利ではありません。

池淵部会長

一度、閉会させてもらってから意見交換しますか。よろしいですか。

それでは、正式に閉会させていただきます。

どうもありがとうございました。

庶務(三菱総合研究所 柴崎)

ありがとうございました。

これにて、淀川水系流域委員会第1回利水部会を閉会します。どうもありがとうございました。

次回の部会は3月27日9時半より、京都国際会議場での開催となりますので、よろしくお願いたします。

なお、この後、4時半より環境・利用部会が開かれます。その関係で委員席のレイアウトを変更いたしますので、委員の方、申し訳ありませんが、控室をご用意しておりますので、資料を持ってそちらの方で控えて頂ければと思います。よろしくお願いたします。

以上

### 議事録承認について

第13回運営会議(2002/7/16開催)にて、議事録確定までの手続きを以下のように進めることが決定されました。

1. 議事録(案)完成後、発言者に発言内容の確認を依頼する(確認期間 2週間)。
2. 確認期限を過ぎた場合、庶務から連絡を行う。要望があった場合、1週間を目処に期限を延長。発言者にその連絡を行い、確認期限を延長する。
3. 延長した確認期限を経過した場合、発言確認がとれていない委員に確定することをお伝えし、発言確認がとれていない委員を議事録に明記したうえで、確定とする。